

答 申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）は、異議申立ての対象となった公文書の非開示部分のうち、研修会の講師の氏名に係る部分を開示し、プロフィールに係る部分を非開示とすることが妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成18年7月14日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「県が随意契約した契約に係る各設計仕様書、予定価格、入札経過調書、契約書など（経営管理部）（県教育委員会及び県警の契約分を除く平成13年度分から平成17年度支出分までを対象に部署別に順次）」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

- (1) 平成19年5月22日、実施機関は本件開示請求に対し、本庁分の諸費について該当公文書を特定したうえ、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (2) 平成19年5月24日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 平成19年12月27日、実施機関は、条例第19条の規定により、本件異議申立てについて富山県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

実施機関が通知した「苦情等対応研修会の開催について」の案内文書の中で、講師の氏名を非開示とした部分開示処分は不当と考え、講師の氏名及びプロフィールの公開を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張する本件異議申立ての理由の要旨は、概ね次のとおりである。

- (1) 研修会の講師の身分は、社団法人消費者関連専門家会議の理事であり、実施機関が開示をしない理由に当たらない。
- (2) 同社団法人及び関連団体のホームページでは当該理事の氏名が公開されている。

第4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書及び審査会での意見陳述において説明する公文書の部分開示決定に係る理由の要旨は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件異議申立ての対象は、平成17年7月6日に、県が支出した苦情等対応研修会に係る講師との打合せに要した経費負担の公文書（以下「本件対象公文書」という。）であり、本件対象公文書における非開示部分は、講師の氏名、年齢、生年月日及び略歴である。
- (2) 研修に関して、講師が所属する社団法人に対して講師の派遣の依頼を行ったのであれば、社団法人の理事は条例第7条第2号ただし書きのアに該当し、講師の氏名等については公開することもあり得るが、今回の講師の依頼は一個人に対して行っているため、条例第7条第2号ただし書きに該当しない。
- (3) 異議申立人は、講師は社団法人の役員であり、社団法人のホームページ等において役員名簿が公開されていることから、講師の氏名等について開示すべきと主張しているが、実施機関としては条例の規定に沿って講師の氏名等を非開示としたものであり、妥当であると考えている。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成17年6月7日付けで起案された、「苦情等対応研修に係る講師との打合せに要する経費」に係る支出負担行為決議書である。審査会において、当該支出負担行為決議書の写しの提出を受け、その内容について確認したところ、次のとおりであった。

(1) 支出負担行為決議書、支出負担行為債権者別集計表及び支出決議債権者合計入力票（A4判各1ページ、計3ページ）

「富山県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式に関する規程」（昭和62年3月31日富山県告示第221号）等に定められている様式である。

(2) 通知文「苦情等対応研修会の開催について」（A4判1ページ）

平成17年5月17日付けで実施機関から、県税事務所長及び自動車税センター所長あてに発出された研修会の開催に関する通知文であり、研修会の趣旨、日時、場所、講師の氏名・肩書き、内容、受講人員等について記載されている。

(3) 支出の内訳の一覧表（A4判1ページ）

当該支出負担行為に係る品名、数量、単価、合計金額、出席者等について、日時別に記載されている。

(4) 講師プロフィール（A4判1ページ）

研修会の講師の氏名、年齢、生年月日、出身都道府県名、学歴及び職歴が時系列で記載されている。

2 本件処分について

実施機関は、本件対象公文書中、次の情報について条例第7条第2号の非開示情報に該当するとして本件処分を行った。

- (1) 通知文「苦情等対応研修会の開催について」、支出の内訳の一覧表及び講師プロフィールに記載されている研修会の講師の氏名
- (2) 講師プロフィールに記載されている、研修会の講師の年齢、生年月日、出身都道府県名、学歴及び職歴（以下「プロフィール」という。）

3 非開示情報該当性について

本件異議申立ては、本件対象公文書中、実施機関が条例第7条第2号にいう個人に関する情報であるとして非開示とした講師の氏名及びプロフィールの公開を求めているので、これらの情報が条例第7条第2号にいう個人情報に該当するか否かについて検討する。

(1) 条例第7条第2号本文該当性

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書きに該当する情報を除き、非開示とする旨を規定している。

条例第7条第2号本文にいう「個人に関する情報」とは、思想、信条、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいい、また、「その他の記述等」の例としては、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等であると解されている。

本件処分により非開示とされた研修会の講師の氏名、年齢、生年月日、出身都道府県名、学歴及び職歴については、いずれも同号本文に規定する個人に関する情報に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第2号ただし書き該当性

条例第7条第2号ただし書きは、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る情報から除かれるものとして、公知の情報などを限定列挙している。

異議申立人は、本件異議申立ての理由として、研修会の講師の身分は社団法人の理事であり、当該社団法人や関連団体のホームページに理事名が公開されていると主張しているが、これは、研修会の講師としての氏名ではなく、あくまでも社団法人の理事の氏名が公開されているに過ぎず、このことをもって県が行う特定の研修において講師を務めたことを公にする慣行があるとまでは認められない。

しかしながら、審査会で確認したところ、当該社団法人は、理事の氏名を記載した役員名簿とは別に、事業報告書の中で講師派遣実績を公開している。当該報告書には、講師派遣の日付、名称及びテーマとともに、講師の姓及び役職が記載されており、当該社団法人のホームページで公開されている。したがって、研修会の講師の氏名については、社団法人により事実上の慣習として公にされている情報であるので、条例第7条第2号ただし書きに該当すると認められる。

なお、当該社団法人のホームページでは、役員及び講師派遣実績に記載されている講師のプロフィールについては公開されていない。したがって、本件対象公文書において非開示とされた情報のうち、氏名を除く他の情報については条例第7条第2号ただし書

きアに該当するとは認められない。

また、同号ただし書きイ又はウに該当しないことは明らかである。

(3) 条例第7条第2号にいう個人情報該当性

以上のことから、本件対象公文書における非開示とされた情報のうち、講師の氏名については条例第7条第2号にいう個人情報に該当するとは認められないので開示することが妥当であり、講師のプロフィールなどのその他の部分については個人情報に該当すると認められるので非開示とすることが妥当である。

4 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成19年12月27日	諮問書を受理
平成22年 1月28日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成22年 2月10日	非開示理由説明書を受理
平成22年 2月16日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成22年 2月22日 (第76回審査会)	審議
平成22年 3月31日 (第77回審査会)	実施機関から非開示理由説明を聴取 審議
平成22年 4月27日 (第78回審査会)	審議
平成22年 6月 1日 (第79回審査会)	審議
平成22年 6月29日 (第80回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
稲垣 雅 則	北日本新聞社論説委員長	
岩田 繁 子	富山県婦人会会長	
大坪 健	弁護士	会長職務代理
蟹瀬 美和子	前富山県社会福祉協議会専務理事	
小室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
八木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長